

令和8年6月19日

記者発表配付資料

- 令和8年6月高知県議会定例会提出予定案件概要
- 令和8年6月高知県議会定例会提出予定議案目録
- 令和8年6月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明
- 令和8年度6月補正予算（案）及び新県民体育館整備等基本計画の概要

令和8年6月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 12件

令和8年度補正予算	-----	1件
条例その他議案	-----	9件
報告議案	-----	2件

1 令和8年度補正予算 ----- 1件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	3,040,070千円	510,137,532千円

2 条例その他議案 ----- 9件

条例議案	-----	6件
その他議案	-----	3件

3 報告議案 ----- 2件

専決処分報告	-----	2件
--------	-------	----

令和8年6月高知県議会定例会提出予定議案目録

○ 予 算

第 1 号 令和8年度高知県一般会計補正予算

○ 条 例 そ の 他

第 2 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

第 3 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案

第 4 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案

第 5 号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案

第 6 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

第 7 号 高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例議案

第 8 号 高知空港国際線ターミナルビルの指定管理者の指定に関する議案

第 9 号 県有財産（災害対応車両）の取得に関する議案

第 10 号 国道494号（第二川ノ内組橋上部工）防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案

○ 報 告

報第 1 号 令和7年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第 2 号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告

令和8年6月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

第 2 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

(行政管理課、教職員・福利課、警務課)

国家公務員の特殊勤務手当について規定した人事院規則が一部改正されたことを考慮し、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場等で行う作業に従事する職員等に対して支給する特殊勤務手当の上限額を改定しようとするもの

第 3 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

特別の法律により設立された法人のうち、県内の病院等の運営等を行う医療法人等であって、県がその事業に参画し、又は協力することが県の施策の推進に有益であると認められるものに職員を派遣することができることとするよう必要な改正をしようとするもの

第 4 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案

(税務課)

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、個人の県民税及び不動産取得税について必要な改正等を行うこととし、併せて県民税の法人税割の税率の特例措置について適用期限の延長をしようとするもの

第 5 号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案

(税務課)

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）が一部改正されたことを考慮し、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設用設備の新增設をした認定事業者に対する県税の特例措置の適用要件としての当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る知事の認定の期限を2年延長しようとするもの

第 6 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

(幼保支援課、障害福祉課、子ども家庭課)

その例によることとしている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）が一部改正され、学校設置者等及び民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることとされたことを考慮し、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号）の引用規定の整理をするとともに、保育所における保育士の数の算定に当たって、当該保育所に勤務する理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができることとされたこと等を考慮し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第10号）の引用規定の整理をしようとするもの

第 7 号 高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例議案

(幼保支援課)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

内閣府

(平成26年文部科学省令第1号)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提

厚生労働省

供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学

内閣府

大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年7月文部科学省告示第2号）が

厚生労働省

一部改正されたことを考慮し、幼保連携型認定こども園の学級の編制に関する基準、人員に関する基準及び運営に関する基準並びに連携型外認定こども園の職員の配置基準、職員の資格基準及び管理運営等の基準について必要な改正をしようとするもの

第 8 号 高知空港国際線ターミナルビルの指定管理者の指定に関する議案

(交通運輸政策課)

高知空港国際線ターミナルビルの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知空港国際線ターミナルビル
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
南国市久枝乙58番地
高知空港ビル株式会社
- (3) 指定期間
令和8年12月1日から令和13年3月31日まで

第 9 号 県有財産（災害対応車両）の取得に関する議案

(南海トラフ地震対策課)

総合防災対策推進地域本部に配備する災害対応車両を予定金額71,940,000円で、高知市横浜新町五丁目2409番地アクアデザインシステム株式会社から買い入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 10 号 国道494号（第二川ノ内組橋上部工）防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案

(技術管理課)

国道494号（第二川ノ内組橋上部工）防災・安全交付金工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名
国道494号（第二川ノ内組橋上部工）防災・安全交付金工事
- (2) 契約の方法
一般競争入札
- (3) 契約金額
644,578,000円
- (4) 契約の相手方
高知市南宝永町5番11号
オリエンタル白石株式会社高知営業所
- (5) 完成期限
令和9年10月5日

報第 1 号 令和7年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

(財政課)

地方譲与税、地方交付税等の額の確定等に伴い専決処分をしたもの

報第 2 号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告

(税務課)

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布されたこと等に伴い、不動産取得税、軽油引取税及び自動車税について必要な改正をするため、高知県税条例等の一部を改正する条例を専決処分したもの

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案について

R 8 年 6 月 議 会
行政 管理 課、教 職 員・福 利 課、警 務 課

1 条例改正の目的

国家公務員の特殊勤務手当について規定した人事院規則が一部改正されたことを考慮し、**重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場等で行う作業に従事する職員等に対して支給する特殊勤務手当（災害応急作業等手当等）の上限額を改定**しようとするもの

2 対象条例

職員の給与に関する条例
公立学校職員の給与に関する条例
警察職員の給与に関する条例

3 改正内容

人事院規則9-30（特殊勤務手当）の一部改正により、**災害応急作業等手当の手当額を一律引上げ**（R8.4.8施行、R8.4.1遡及適用）

- 【1】 職員の給与に関する条例に定める**災害応急作業等手当**（第13条第2項の表21）
- 【2】 公立学校職員の給与に関する条例に定める**災害時学校教育活動支援業務手当**（第16条第2項の表6）
- 【3】 警察職員の給与に関する条例に定める**災害警備等作業手当**（第13条第2項の表14）

各条例で定める手当の**1日当たりの上限額**について、**国家公務員の改正後の金額に準じて、次の表のとおり引き上げる。**

各条例で定める手当の種類	改正前(現行)	改正後
【1】 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う作業に従事する職員の特殊勤務手当	1日当たり 2,160円 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額	1日当たり 2,880円 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
【2】 異常な自然現象により重大な災害が発生した区域で行う学校教育活動の支援に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当		
【3】 重大な災害が発生した箇所又はその周辺における 災害警備、遭難救助等の作業 に従事する職員の特殊勤務手当		

<参考> 職員の給与の支給等に関する規則（【1】の条例が適用される職員の場合）※条例改正後に関連規則の改正を予定

支給対象	業務の区分、改正予定の金額 ※【 】内は現行の金額	
指定所属の職員	暴風雨等の警報発令後に行う作業で特に危険を伴うおそれがあるもの等	・巡回監視業務等：950円【710円】 ・水防作業等：1,440円【1,080円】
職員	異常な自然現象（※1）により重大な災害が発生した現場等における作業等	巡回監視業務 950円【710円】 ①1,425円【1,065円】 ②1,900円【1,420円】
	人事委員会が別に定めるもの	応急作業等 1,440円【1,080円】 ①2,160円【1,620円】 ② 2,880円【2,160円】

①夜間に従事した場合：50/100加算
②著しく危険な区域で従事した場合：100/100加算

大規模な災害として人事委員会が別に定める災害（※2）
1,440円【1,080円】
①2,160円【1,620円】
②**2,880円【2,160円】**

✓ **現行の手当額は国準拠**
✓ 国同様に手当額の引上げを行う場合、条例上の上限額の引上げが必要

4 施行期日等

公布の日（令和8年4月1日遡及適用）

※1：暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等に類する自然現象
※2：災害対策基本法に基づく災害対策本部等が設置され、又は災害救助法が適用された災害のうち、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害等

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

行政管理課

1 条例改正の目的・必要性

- 病院・診療所における医師等の医療従事者は、設置者である医療法人等が確保することが原則。
- しかし、地域における中核的な医療機関や指定管理者により運営される市町村立医療機関など、地域に欠かせない医療機関において、急な退職が発生した場合などに、すぐに欠員補充ができないケースも想定されるところ。
- そのため、地域医療を確保する観点から、欠員補充ができるまでの間、県として支援（県職員を派遣）できる仕組みを構築することが必要。
 - ※ 市町村直営の病院・診療所に対し県職員を派遣する場合は、地方自治法に基づく仕組みにより、現在も対応が可能
 - ※ 事案が生じた場合に実際に派遣可能かは、県の人員体制との調整による
- 医療法人等が運営・管理する医療機関に県職員を派遣するには、地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことができるよう条例で定める必要（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律）があるため、今回、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」の一部を改正するもの。

運営形態	派遣形態(手続)	身分	給与	退職手当
市町村立	地方自治法による派遣	派遣元及び派遣先の身分を併有	派遣先支給	派遣元支給
	退職・採用	派遣先	派遣先支給	退職時の所属で支給
医療法人等	派遣法による派遣	派遣元	派遣先支給	派遣元支給
	退職・採用	派遣先	派遣先支給	退職時の所属で支給

○市町村立医療機関でも、運営を医療法人等が行うものがある

- ・高知市土佐山へき地診療所 : 国立大学法人 高知大学
- ・室戸市立室戸診療所 : 医療法人 愛生会
- ・須崎市浦ノ内診療所 : 医療法人 須崎会
- ・香美市立大桁診療所 : 医療法人 杏林会
- ・中土佐町立上ノ加江診療所 : 医療法人 みずほ会

現状、この方法に対応できる規定がない

2 条例改正の内容

第2条第1項第3号に、以下を追加

「ア 県内の病院又は診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所をいう。）の運営又は管理を行う医療法人その他の法人であって、県がその事業に参画し、又は協力することが県の施策の推進に有益であると認められるもの[※]で、人事委員会規則で定めるもの」

※県の施策の推進に有益であるかについては、医療法に定める”地域医療構想調整会議”及び”医療審議会”において審議を行い、関係者の意見を聞いたうえで判断する。

3 施行日 公布日

改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布されたこと等に伴い、個人県民税、法人県民税及び不動産取得税等について必要な改正をするもの。

主な改正内容

1 個人県民税 施行日：令和9年1月1日

- 所得税の源泉徴収の対象とならない公的年金等の受給者のうち個人県民税の納税義務者について、賦課徴収に必要な情報を得るために**扶養親族等申告書の提出**を義務づける。

【現行の提出義務者】

所得税源泉徴収対象者のうち、
扶養親族等申告書記載事項がある者



【改正後の提出義務者】

・所得税源泉徴収対象者のうち、扶養親族等申告書記載事項がある者
・**個人県民税納税義務者のうち、扶養親族等申告書記載事項がある者**（所得税については源泉徴収対象外の者）

- 個人住民税の**住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）**について、適用期限を**5年間延長**する。

【現行】H22年度～R20年度（居住年H21年度～R7年度）



【改正後】H22年度～**R25年度**（居住年H21年度～**R12年度**）

2 法人県民税 施行日：公布の日

- 法人県民税の法人税割について、**超過課税**（0.8%）の適用期限を**5年間延長**する。

【適用期間】

（現行） S51.9.1～R9.8.31

（改正後） S51.9.1～**R14.8.31**

【超過課税の税率、対象者】

○税率：法人税額の0.8%

○対象者数：1,480社(R6)

【税収】

○R6実績 276百万円

○R7見込 274百万円

法人県民税 = 均等割 + **法人税割**



1.0%(標準税率) + **0.8%**(超過税率)

3 不動産取得税 施行日：令和11年4月1日

- 新築住宅、認定長期優良住宅及び新築住宅用土地の取得にかかる特例控除等の措置[※]について、**地すべり防止区域、急傾斜地崩落危険区域及び土砂災害特別警戒区域等内に新築された住宅を適用対象から除外**する。

※新築住宅の不動産取得税は、一定の要件を満たせば家屋の評価額から最大1,200万円（認定長期優良住宅は1,300万円）が控除される。

適用対象から除外される区域・・・**地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域**

市街化調整区域においては、上記に加え次の区域・・・**土砂災害警戒区域、洪水等による浸水想定が3m以上の区域**

4 その他（総則） 施行日：令和9年10月1日

- 調査手続等のデジタル化に係る見直しに伴い新たに定められた「**電磁的記録提供命令**」に関する処分のうち、**裁判官の許可に関する事項**（電磁的記録提供命令にかかる守秘命令、許可状の提示等に係る**9**侵入の許可の請求）を知事の権限に属する事項として定める。

1. 制度概要

企業の地方拠点の強化や地域における就業機会の創出を図る「地域再生計画」の促進のため、企業の本社機能の移転及び地域企業の本社機能の拡充を実施する事業者への事業税及び不動産取得税を課税免除又は不均一課税する。

県条例	高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例
基本法	地域再生法
軽減措置【対象税目】	課税免除（移転型）【事業税（個人・法人）、不動産取得税】 不均一課税（拡充型）【不動産取得税】 ※税率×1/10
対象者	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下、整備計画という）の高知県知事の認定を受けている者
対象となる事業用設備等	事務所（調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門等） 研究所（工場内の研究開発施設を含む）、研修所用の設備 【不動産取得税のみ】上記設備の新設に併せて整備される事業者の従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設
対象となる設備の合計取得金額	3,800万円以上のも（中小企業者等は1,900万円以上）
整備計画認定期間	令和8年3月31日まで

⇒国が都道府県の減収分75%（3/4）を普通交付税で補てん（地域再生法第17条の6）

令和8年3月31日付の関係省令改正により、減収補てん適用期限が延長（R8.3.31→R10.3.31）

2. 改正内容

整備計画認定期間の延長：令和8年3月31日⇒令和10年3月31日（2年延長）

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

令和8年6月議会

幼保支援課、障害福祉課、子ども家庭課

概要 ✓ 県の基準条例が規定している人員、設備、運営等の基準について参照している国の基準府令が一部改正されたことを考慮し、改正するもの

1 参考（基準府令を踏まえて制定している基準条例の構造）

施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、

この条例で定めるものを除くほか**基準府令で定める基準**（令和〇年改正府令（第〇条の規定）による改正後のものをいう。）**の例による。**

【独自基準】

✓「非常災害対策」等の独自基準を定めている。

【基準府令を参照する基準】

✓施設等の人員、設備及び運営等に係る**主な基準は、基準府令**において示されている。
 ✓そのため、**基準府令に改正があった場合は、「改正後の基準府令」の定める例によることとするための条例改正を行う。**

今回「独自基準」に改正なし

2 条例改正の概要（基準府令の改正のポイント）

主な改正	改正内容		改正の背景・理由
児童対象性暴力等の防止	【現行】 基準なし	【改正後】 施設等の設置者は 児童対象性暴力等を防止 し、児童対象性暴力等が行われた場合に被害児童等を適切に保護するため、 児童等対象業務従事者 （児童等と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童等に接するもの） <u>に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	➤ こどもに対する性犯罪・性暴力を未然に防ぐため、教育・保育等の現場で従事者による加害を防止することを目的として制定された「こども性暴力防止法」の施行に伴い、必要な基準を整備するもの。
保育所における専門職の活用	【現行】 基準なし	【改正後】 保育士の数の算定に当たっては、 <u>当該保育所に勤務する理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</u> ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	➤ 保育所等における障害のあるこどもや医療的ケア児の受け入れが増えている状況を踏まえ、多様なニーズをもつこどもへの専門的支援を確保・充実する必要があるため。
保育所の職員配置基準の経過措置の一部改正	【現行】 保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、 当分の間 従来の基準により運営することができる。	【改正後】 満3歳以上満4歳未満の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数の経過措置について 令和10年3月31日まで とする。	➤ 職員配置の改善の状況を踏まえた改正 ※令和6年の改正により職員配置基準が保育士1人につき子ども20人→15人へと改正されたが、当分の間は従来の20人で可とする経過措置が設けられ、その適用期間が令和10年3月31日までとされたもの。

3 施行期日

公布の日から施行する。児童対象性暴力等の防止については、**令和8年12月25日**から施行する。

概要 ✓ 県の基準条例が規定している設備、運営等の基準について参照している国の基準府省令が一部改正されたことを考慮し、改正するもの

1 条例改正の概要（基準府省令の改正ポイント）

主な改正	改正内容		改正の背景・理由等
① 児童対象性暴力等の防止	【現行】 基準なし	【改正後】 認定こども園の設置者は 児童対象性暴力等を防止 し、児童対象性暴力等が行われた場合に被害園児を適切に保護するため、 児童等対象業務従事者 （園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するもの） <u>に係る犯罪事実確認</u> その他の必要な措置を講じなければならない。	➤ こどもに対する性犯罪・性暴力を未然に防ぐため、教育・保育等の現場で従事者による加害を防止することを目的として制定された「こども性暴力防止法」の施行に伴い、必要な基準を整備するもの。
② 主務保育教諭等の規定の整備	【現行】 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭等	【改正後】 主務保育教諭 等の職を追加。	➤ 認定こども園における教育・保育の活動について、保育教諭等の職員間の総合的な調整を担う主務保育教諭等の職を新たに設け、配置できることとしたもの。
③ 学級編制基準の引下げ	【現行】 1学級の園児数 原則 35人 以下	【改正後】 1学級の園児数 原則 30人 以下 (経過措置：令和14年3月31日までは従前の例によることができる)	➤ 特別な配慮を必要とする幼児が増加している現状を踏まえ、幼児一人一人の状況や発達特性に応じた行き届いた教育を推進するための環境整備が必要であるため。
④ 専門職の活用	【現行】 基準なし	【改正後】 認定こども園に勤務する 理学療法士等 を1人に限り 保育教諭等とみなす ことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該認定こども園の保育教諭等による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	➤ 認定こども園等で障害のあるこどもや医療的ケア児の受入れが増えている状況を踏まえ、多様なニーズをもつこどもへの専門的支援を確保・充実する必要があるため。
⑤ 職員配置基準の経過措置の一部改正	【現行】 教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、 当分の間 従来の基準により運営することができる。	【改正後】 満3歳以上満4歳未満の園児に対し教育及び保育を提供する保育教諭等の数の経過措置について 令和10年3月31日まで とする。	➤ 職員配置の改善の状況を踏まえた改正 ※令和6年の改正により職員配置基準が保育教諭等1人につき子ども20人→15人へと改正されたが、当分の間は従来の20人で可とする経過措置が設けられ、その適用期間が令和10年3月31日までとされたもの。

2 施行期日

公布の日から施行する。児童対象性暴力等の防止については、**令和8年12月25日**から施行する。

施設の概要

本県へのインバウンド観光客の誘致拡大を目指して、国際定期便が受入れ可能な新たな国際線ターミナルビルを現在のターミナルビルの東側に整備。



区分	内容
所在地	南国市久枝乙58番地
構造・階数	鉄骨造・地上3階建
延床面積	3,129㎡

議案の概要

【指定管理者の指定】

指定管理者 高知空港ビル株式会社（予定）
※空港法の規定により、空港ごとに指定を受けた事業者のみ運営・管理できるとされているため、直指定

指定期間 令和8年12月1日から令和13年3月31日まで

【6月補正予算案】

管理代行料の予算額 105,736千円
(高知空港国際線ターミナルビル管理運営委託料)

- ①現年分 13,134千円 (令和8年度)
- ②債務負担行為 92,602千円 (令和9～12年度)

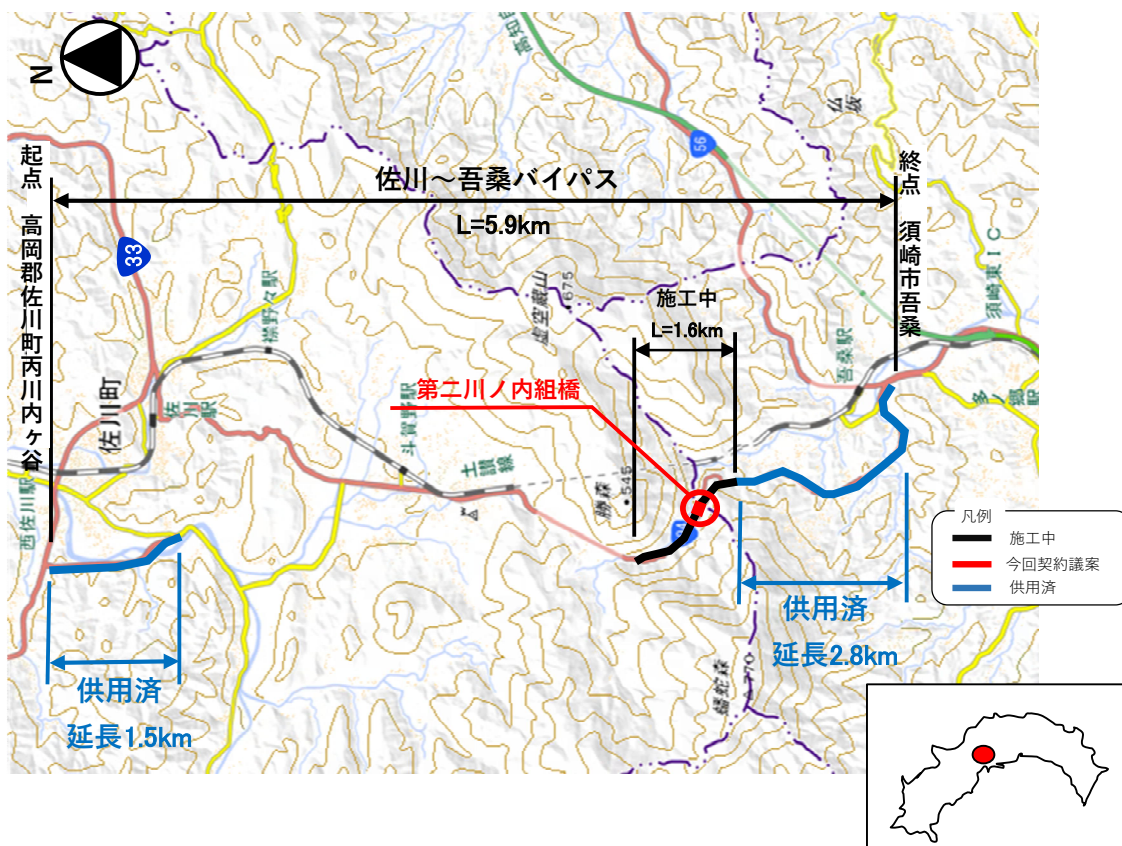
今後のスケジュール

令和9年1月末頃に一部供用開始。令和9年春の全面供用開始の予定。

令和8年度			令和9年度
6月	9月	12月	
<div style="background-color: #d9e1f2; padding: 5px;">建築工事</div>			<div style="background-color: #92d050; padding: 5px;">全面供用開始</div>
<div style="background-color: #d9e1f2; padding: 5px;">既存ビル改修工事</div>			
6月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指定管理者指定</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指定管理業務開始 (R8.12月～)</div>

国道494号（第二川ノ内組橋上部工）防災・安全交付金工事
 （道交国防安（ゼロ債）第5602-017-101号）

1 位置図



2 工事概要

路線名	一般国道494号
工区名	さかわ あそ 佐川～吾桑バイパス（延長 L=5.9km）
施工場所	たかおかぐんさかわちょうかわのうちぐみ 高岡郡佐川町川ノ内組
工事内容	だいに かわの うちぐみはし 第二川ノ内組橋 けいかんれんけつ きょう 3径間連結PCコンボ橋 L=116.5m
事業内容	一般国道494号佐川～吾桑バイパスは、佐川町 丙川内ヶ谷～須崎市吾桑間を結ぶバイパス道路として、平成6年度から着手している。 当事業は、幅員狭小及び線形不良の解消を図るとともに、一般国道33号と高知自動車道の須崎東インターへのアクセス強化など幹線道路網の形成を目的とする道路である。 令和8年度は橋梁上部工事に着手する。
入札方法	一般競争入札
応札業者	4者
契約の相手方	オリエンタル白石株式会社 しらいしかぶしがいいしや 高知営業所 こうち えいぎょうしよ
完成期限	令和9年10月5日
契約金額	644,578,000円

令和8年度 6月補正予算（案） 及び 新県民体育館整備等基本計画の概要



令和8年6月
高知県総務部財政課

- 目指すべき高知県像の実現に向け、必要な施策を着実に実施するための予算を計上
- 国の補正予算を活用し、物価高騰の影響を受ける生活者や事業者の負担を軽減

1. 主な事業

1,797百万円
(債務負担行為額 626百万円)

- ◆ 新県民体育館の整備に向け、測量調査や設計等を実施
- ◆ 高付加価値型経営への転換のさらなる促進に向け、所得向上推進企業等総合支援事業費補助金を増額
- ◆ ふるさと納税型CFの仕組みを活用し、県立施設による独自の取組を後押しする支援制度を創設
- ◆ 令和9年1月の高知空港国際線ターミナルビル一部供用開始に向け、管理運営を委託

2. 物価高騰対策

679百万円

- ◆ 特別高圧で受電する事業者及びLPガスを使用する一般消費者等の負担を軽減
- ◆ 物価高騰の影響を受ける医療・社会福祉施設等を支援
- ◆ 飼料価格高騰の影響を受ける畜産農家、飼料に加え燃油価格高騰の影響も受ける漁業者等の負担を軽減

など

上記のほか、中東情勢に伴う原油・原材料価格の高騰への対応として、県内事業者に対する緊急支援融資制度を創設（令和8年5月18日より）

3. その他

564百万円
(債務負担行為額 620百万円)

- ◆ 業務効率化や職場環境の改善を目指す病院に対し、ICT機器の導入等を支援
- ◆ 県内の周産期医療機関に対し、周産期カルテシステムの導入等を支援
- ◆ 老朽化した藤並の森橋梁の改修設計を実施

など

6月補正予算（案）の全体像

歳入

(単位 千円、%)

区 分	令 和 8 年 度			前年度6月補正後 (D)	前年度6月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)		
(1) 一 般 財 源	352,354,877	1,859,895	354,214,772	327,556,018	8.1
県 税	71,344,386		71,344,386	70,918,454	0.6
地方消費税等清算金	43,088,735		43,088,735	38,439,057	12.1
地方譲与税	17,582,661		17,582,661	16,896,994	4.1
地方交付税等	194,497,190		194,497,190	181,259,000	7.3
財調基金取崩ア	8,468,557	1,859,895	10,328,452	7,169,019	(44.1)
その他	17,373,348		17,373,348	12,873,494	35.0
(2) 特 定 財 源	154,742,585	1,180,175	155,922,760	148,989,861	4.7
国庫支出金	75,506,230	1,108,464	76,614,694	68,340,713	12.1
県 債	47,103,800	14,200	47,118,000	47,490,000	△ 0.8
(うち行革債・退手債) イ	(2,000,000)		(2,000,000)	(3,000,000)	(△ 33.3)
減債基金(ルール外分)等 ウ	3,275,168		3,275,168	3,392,890	△ 3.5
その他	28,857,387	57,511	28,914,898	29,766,258	△ 2.9
総計 (1)+(2)	507,097,462	3,040,070	510,137,532	476,545,879	7.0

財源不足額(ア+イ+ウ再掲)	13,743,725	1,859,895	15,603,620	13,561,909	15.1
----------------	------------	-----------	------------	------------	------

歳出

(単位 千円、%)

区 分	令 和 8 年 度			前年度6月補正後 (D)	前年度6月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)		
(1) 一 般 行 政 経 費 等	411,505,003	2,935,950	414,440,953	384,119,127	7.9
人 件 費	116,235,816	2,297	116,238,113	110,534,214	5.2
扶 助 費	13,078,898		13,078,898	12,377,761	5.7
公 債 費 (※)	75,008,607		75,008,607	69,270,901	8.3
その他	207,181,682	2,933,653	210,115,335	191,936,251	9.5
(2) 投 資 的 経 費	95,592,459	104,120	95,696,579	92,426,752	3.5
(補助)普通建設事業費	55,007,536	47,602	55,055,138	54,458,242	1.1
(単独)普通建設事業費	34,073,522	56,518	34,130,040	31,478,766	8.4
災害復旧事業費	6,511,401		6,511,401	6,489,744	0.3
総計 (1)+(2)	507,097,462	3,040,070	510,137,532	476,545,879	7.0

(※) 公債費は、減債基金への積立てを考慮した金額としている。

新 ① 新県民体育館整備事業 218,527千円 【債務負担（R9～R10）533,767千円】

[スポーツ課]

新県民体育館の整備に向けた基本設計及び実施設計、コンストラクションマネジメント（CM）業務、現県民体育館及び旧南消防署の解体設計、各種調査を実施

委託先：設計事業者等

委託内容：基本設計・実施設計、CM業務、解体設計、測量調査、地質調査、工損調査

※設計に運営の目線を適切に取り入れるため、アドバイザーから助言を受ける仕組みを設け、基本設計完了時などの節目には公開会議を実施

施設概要

【主な施設規模】 ※延床面積約17,000～19,000㎡（ピロティ、地下駐車場除く）
メインアリーナ：バスケットボールコート3面、観客席5,000席以上（最大）
サブアリーナ：バスケットボールコート2面、観客席500～1,000席程度
武道館：試合場3面
プール：25m×6～8コース程度（うち1コースはスロープ）
駐車場：250台以上（地下駐車場の選択肢を含む）



※施設規模は現時点の想定であり、今後の検討で変更の可能性あり

想定スケジュール ※令和13年度半ばの供用開始を目指す

令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)
公募 手続	基本設計 実施設計 CM業務	公募 手続	建設工事		
解体 設計	公募 手続	解体工事			開館 準備
各種 調査					供用 開始

拡 ② 所得向上推進企業等総合支援事業費補助金 1,500,000千円

[産業政策課]

製品の高付加価値化や生産能力の向上など、高付加価値型経営への転換に取り組む企業への支援を強化 ※既計上予算15億円を倍増

補助先：県内に本社・主たる事業所を置く中堅・中小企業等

補助率：2/3

補助額：横展開枠 上限10,000千円（15,000千円）

先進枠 上限50,000千円（75,000千円）

※（ ）の金額は、100億企業枠を活用した場合

拡 ③ 地域活性化支援事業費補助金 30,000千円

[政策企画課]

ふるさと納税型クラウドファンディングの仕組みを活用した「地域活性化支援事業費補助金」を拡充し、県立施設のサービスの高付加価値化に資する新たなプロジェクトを支援

補助先：自律性向上団体※6団体〔文化財団、牧野記念財団、のいち動物公園協会、土佐山内記念財団、スポーツ振興財団、地産外商公社〕

補助率：定額

補助内容：高付加価値型サービスの提供を通じた県民サービスの向上と経営改善に資する事業を支援

※自律性向上団体：利用者数等が年間5万人以上の施設を管理・運営している公社等外郭団体

新 ④ 高知空港国際線ターミナルビル管理運営委託料 13,134千円 【債務負担（R9～R12）92,602千円】

[交通運輸政策課]

令和9年1月から一部供用開始する高知空港国際線ターミナルビルの管理・運営を委託

指定管理者：高知空港ビル株式会社（予定）

指定期間：R8.12.1～R13.3.31



物価高騰対策

電気・ガス料金高騰に対する支援

新 ① 特別高圧電気料金高騰緊急支援給付金 **56,309千円**
[商工政策課]

特別高圧（国支援の対象外）で受電する事業者を支援

対象者：特別高圧契約で受電している鉱工業者又は商業施設（テナント含む）

※大企業は、営業利益額が前年度比で減少している者が対象

支援内容：国の高圧電力値引き相当額（R8.7～9月分）を給付

新 ② LPガス料金高騰対策支援事業費補助金 **356,274千円**
[消防政策課]

LPガス（国支援の対象外）を使用する一般消費者等を支援

対象者：一般消費者等（高知県LPガス協会を通じた支援）

支援内容：1,600円（R8.7～9月相当分）を9月分、10月分

料金に分けて値引き



医療・社会福祉施設等への支援

新 ③ 医療・社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金 **101,736千円**
[医療政策課ほか]

電気代等の高騰の影響を受ける医療・社会福祉施設等に対して、施設規模に応じて支援

対象者：県が開設許可等を行う医療・社会福祉施設等

支援内容：電気料等高騰分の1/2相当（R8.7～9月分）を給付

給付額：医療施設（病院240千円、有床診療所165千円等）、

社会福祉施設（通所系・訪問系25千円、入所系50～150千円）等



飼料・燃油高騰に対する支援

新 ④ 畜産経営体質強化緊急支援給付金 **31,649千円**
[畜産振興課]

配合飼料価格の高止まりの影響を受ける畜産農家の負担を軽減

対象者：セーフティネットに加入し飼料コスト削減や生産性向上に取り組む畜産農家

対象期間：R8.7～9月分

支援内容：配合飼料価格の農家負担増加分の1/2を給付



新 ⑤ 漁業用燃油等高騰緊急対策給付金 **132,892千円**
[水産業振興課]

燃油や配合飼料価格の高止まりの影響を受ける漁業者等の負担を軽減

対象者：セーフティネットに加入し燃油使用量の削減等に取り組む漁業者・養殖業者

対象期間：R8.7～9月分

支援内容：セーフティネット発動時の漁業者等負担分の1/2を給付



その他の支援

新 ⑥ 県立学校における給食費の負担軽減 **264千円**
[保健体育課]

県立高校（定時制）の学校給食費増額に係る保護者等の負担を軽減

対象期間：R8.4～R9.3月分

支援内容：物価高騰に伴うR8.4月からの給食費の値上げ分に対して支援



物価高騰に係る補正には、令和8年6月5日に成立した国の令和8年度補正予算（第1号）により配分された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用

①地域医療提供体制の充実・確保

501,108千円

[医療政策課]

新 (1) 業務効率化事業補助金

324,315千円

医療機関における業務効率化・職場環境改善に資する取組を支援し、効率的で質の高い医療提供体制を構築

補助先：「業務効率化計画」を作成し、厚生労働省に選定された病院

補助率：4/5（国2/3、県1/3）

補助内容：ICT機器等の導入により生産性向上を図る医療機関に対して必要な経費を支援

新 (2) 地域連携周産期医療体制モデル事業

150,011千円

医療機関同士の産科診療に関する情報の伝達を円滑化することで、緊急時の適切な搬送判断や質の高い医療の提供ができる体制を構築

補助先：県内の周産期医療施設等

補助率：定額

補助内容：県内の周産期医療施設間の情報連携ネットワークの整備に要する経費などを支援

新 (3) 産科・小児科医療機関等支援事業

26,782千円

地域でこどもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制及び小児医療体制を確保するため、少子化の影響を受ける施設等を支援

交付先：分娩取扱施設、妊婦健診等実施施設及び小児医療の拠点施設

交付率：1/2

交付内容：分娩件数や患者数が減少した医療機関等に対して、施設運営等に係る経費を支援



新 ②水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金

46,992千円

[水産業振興課]

産地市場の機能強化を図るため、椎名市場の製氷施設の整備を支援

補助先：室戸市（事業実施主体：高知県漁業協同組合）

補助率：6/10（国1/2、県1/10）

補助内容：製氷施設の整備を支援



新 ③顕彰動画等作成業務委託料

7,500千円

[生涯学習課]

子どもたちの科学に関する探究・キャリア教育を推進するため、本県の名誉県民であり、世界的なコメットハンターである関勉氏の顕彰動画等を作成

委託先：民間事業者

委託内容：顕彰動画等の作成



新 ④橋梁改修設計等委託料

8,822千円

[文化振興課]

老朽化が進む藤並の森の橋梁について、通行者の安全性確保のため、改修設計等を実施

委託先：設計事業者等

委託内容：橋梁の改修に向けた設計等



拡 ⑤国道441号防災・安全交付金事業（中半バイパス工区）

【債務負担（R9～R10）620,000千円】

[道路課]

安全対策に要する経費の追加や国労務単価の改定等に伴い、債務負担行為額を増額

新県民体育館整備等基本計画の概要

基本理念

誰もがスポーツの楽しさや感動を得られ、プロスポーツやエンタメ、文化などを通じたまちづくり・地域活性化の拠点

所在地



【所在地】 高知市棧橋通 2 丁目 1 番 53 号
 アクセス：JR高知駅から車で 7 分、高知龍馬空港から車で 24 分、
 とさでん交通棧橋二丁目電停から徒歩 1 分

【敷地】
現在の県民体育館、旧南消防署敷地、アスパルこうちグラウンド (全面)
 ※土地の所有者は高知市

【用途地域】
 敷地東側が第一種住居地域、敷地西側が商業地域

基本方針及び整備方針

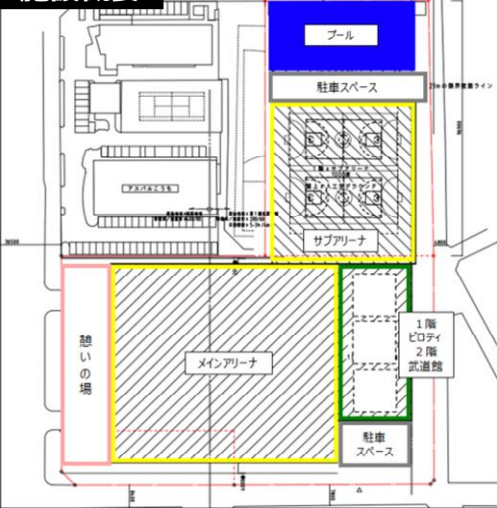
基本方針

- (1) まちづくりの拠点 まちづくりやコミュニティの形成のハブ
- (2) スポーツ振興の拠点 県民のニーズに合ったスポーツを「する」施設
- (3) にぎわいの拠点 スポーツを「みる」という文化の定着
- (4) 安心・安全な拠点 ユニバーサルデザイン、一時避難が可能な施設

整備方針

- 1 **スポーツをする施設（社会体育施設）に加えて、アリーナ機能を融合した複合施設の整備**
- 2 メインアリーナとサブアリーナを備え、「スポーツ」×「エンタメ」を実現し、多目的に活用できる施設として整備
- 3 **プロスポーツのレギュレーションやコンサート等の興行に適した規模・機能の整備**
- 4 **県立武道館を移転・集約化**する整備
- 5 **高知がばさんセンター大ホールの機能を集約**し、展示会等のMICEの開催が可能な規模・機能の整備
- 6 「稼げる」施設となるよう、諸室の効率的な運用や飲食スペースの設置などが可能な整備
- 7 老若男女、特に**若者や子どもが集い**、多世代で楽しみ、交流できる憩いの空間の整備
- 8 **ユニバーサルデザイン**に対応した整備
- 9 **災害時の避難機能**を備えた整備
- 10 県の財政状況を踏まえ、コスト圧縮や国の有利な起債なども積極的に活用した整備

施設概要



※施設構成、機能および規模は現時点で想定する内容であり、今後具体的な利用形態の想定を精査する中で変更することがある

【主な施設規模】

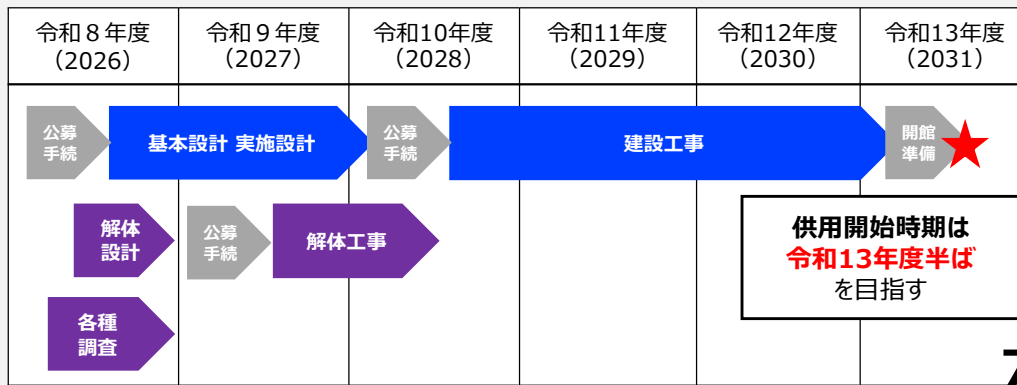
- メインアリーナ**：バスケットボールコート 3 面、**観客席 5,000 席以上 (最大)**
 ⇒**全国規模のアマチュア競技大会、プロスポーツの試合、音楽コンサート、大規模展示会**など多目的に使用
- サブアリーナ**：バスケットボールコート 2 面、観客席 500～1,000 席程度
 ⇒主に**競技大会**に使用
- 武道館**：試合場 3 面、観客席 300 席以上
- プール**：25m×6～8 コース程度 (うち 1 コースはスロープ)
 ⇒障害のある方も利用できる**インクルーシブなプール**
- 駐車場**：**250 台以上** (地下駐車場の選択肢を含む)

※延床面積の想定は約 17,000～19,000㎡ (ピロティ、地下駐車場除く)

イメージパース



スケジュール



新県民体育館整備等基本計画の概要

概算コスト等

整備コスト

＜試算の前提＞
参考となる他のアリーナ11施設の整備費を踏まえ、1㎡あたりの整備単価を算出し、想定延床面積を乗じる等の試算により、整備の概算コストを**208.9億円**と見込む

着工が予定される令和10年には、**さらなる建設費高騰により、事業費の上振れ**が見込まれる

収支の見通し

＜試算の前提＞
県内にプロスポーツがない時期を「するスポーツ中心時期」、県内にプロスポーツチームが誕生し、新県民体育館をホームアリーナとして試合を開催している時期を「する+みるスポーツ時期」として分け、**利用料金を現在の県民体育館の水準をベースに2倍又は1.5倍の場合をそれぞれ試算**

県の財政負担（指定管理代行料）は**年間1.6億円～1.9億円程度**が見込まれる

経済波及効果

完成後**30年間で1,089億円を超える効果**が見込まれる

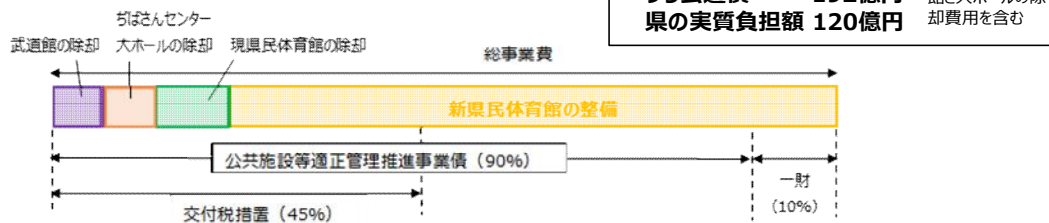
(単位：百万円)

	直接効果	第1次波及効果	第2次波及効果	総合効果
建設による波及効果	20,890	6,257	3,803	30,950
維持管理運営による波及効果	5,985	1,511	1,061	8,558
イベント来場者による波及効果	46,364	15,698	7,408	69,470
合計	73,239	23,466	12,272	108,977

財源内訳

- 公共施設等の集約化・複合化を図り整備する場合に活用できる「**公共施設等適正管理推進事業債（公適債）**」を整備費に充当
- 対象事業費における起債充当率90%、交付税措置率50%の有利な制度

＜公共施設等適正管理推進事業債の充当イメージ＞



防災対策

＜課題＞

- ・津波浸水エリアに立地しており、南海トラフ地震（L2クラス）の発生で、**2～3mの津波浸水、津波到達時間40～60分**が予想される。
- ・現在の県民体育館は、「指定避難所」に指定されているが、「**指定緊急避難場所**」には指定されていない。

＜対策＞

- 「**指定緊急避難場所**」への指定
- 「**指定避難所**」への指定及び**収容可能人数分の備蓄スペースの確保**
津波発生などの非常時において、メインアリーナの2階以上の観客席やコンコース、サブアリーナの屋上などに緊急一時避難ができ、収容可能人数分の備蓄を保管するスペースを確保する など
- **地下駐車場を整備する場合の対策**
・内水氾濫の浸水対策として地下駐車場の出入りに止水板や土嚢等の設置 など
・津波の浸水対策として地下駐車場から垂直避難ができる階段（ルート）を複数確保 など
- **避難訓練などのソフト対策** ・定期的な避難訓練の実施 など

事業手法

＜結論＞

定量的評価と定性的評価を踏まえた総合評価の結果、**設計・施工・運営を分離して発注する「従来方式」**を採用

＜考え方＞

定量的評価では、PFI等の官民連携手法は従来方式と比較して、公共負担額を最大3.8%（現在価値ベース）削減できる試算となったが、「県民等の意見反映」「状況変化やリスクへの対応」などの観点を重視した定性的評価や新県民体育館が社会体育施設としての機能を有することなどを踏まえ総合的に判断した結果、最も適した事業手法は「従来方式」と結論づけた。

なお、実施にあたっては、サウンディング調査などによる市場動向等の把握や、発注者支援業務の導入等により、不調・不落の回避や工期の確実な遵守に努める。

教育的配慮事項

- **高知市教育施設**（高知市青年センター、高知市教育研究所、高知市立潮江中学校分教室（学びの多様化学校）及び潮江市民図書館）の**教育活動**や一般市民に対する文化的サービスに配慮する
- 新県民体育館の敷地として**アスファルトのグラウンドを全面使用することへの代替措置**として、グラウンド敷地に建つ**サブアリーナの屋上に人工芝等を敷設し、児童・生徒が運動や活動のために優先的に使用できるスペースを設置**する
- **県と高知市教育委員会で定期的な協議の場**を設け、新県民体育館の供用開始後も、施設管理者と高知市教育委員会で定期的な協議の場を設ける など
- その他、アスファルトのグラウンドを全面使用するにあたり、**高知市教育委員会が求める「教育的な配慮」について最大限の配慮を行うこと**とし、具体的な内容については、県と高知市教育委員会が開く定期的な協議の場で決めていく